I 各市提出議題

1	新たな過疎対策法における過疎指定要件について	(長野市)
2	発達障がいの早期発見・早期支援のための医療技術従事者等の確保	について (須坂市)
3	女性特有のがん検診事業等の円滑な推進について	(中野市)
4	研修医の募集定員算定方法の見直しについて	(中野市)
5	産業廃棄物処理施設の設置に関する県民理解の促進のあり方につい	て (塩尻市)
6 休	社団法人長野県農業担い手育成基金による新規就農希望者等への助 に止及び減額等に伴う県からの助成について	成事業の (佐久市)
7	道路等公共用地取得に関する未相続土地の早期取得について	(長野市)
8	不登校児童生徒支援ネットワーク整備事業の継続について	(千曲市)
9	活用方法選択型教職員配置事業(選択型こまやかプラン)の予算拡 いて	大要望に (千曲市)

新たな過疎対策法における過疎指定要件について 件 名 (長野市) 平成の市町村合併後、初めてとなる新たな過疎対策法の制定にあたっては、財 政力指数を基準とした市町村単位の指定ではなく、高齢化率や人口減少率などを 提案要旨 要件とした地域単位で指定し、疲弊している中山間地域全般を支援するための法 律として整備していただくよう要望する。 この場合、「地域」という単位を明確にする必要があるが、昭和になって初めて 「町村合併促進法」が施行された昭和28年10月1日以降の合併で、現市域の一部と なった地域を指定単位とすることなどにより対応が可能である。 平成の市町村合併前の旧市中山間地域においては、人口減少や高齢化の進行に より、現行法の定める過疎地域の要件に合致する地域が多いものの、財政力指数 提案 により同法の適用外とされている。 理 このため、合併後の新市において、過疎対策法が適用されてきた旧過疎町村の 由 地域と、旧市内中山間地域との間で、デジタルデバイドなどの施設面を中心とし た「逆格差」が生じており、市としての一体感の醸成を阻害している面がある。 平成21年3月に(財)過疎地域問題調査会から出された「過疎対策の新たな対応 策に関する調査研究委員会報告書」では、「『一部過疎』や『みなし過疎』に指定 されている自治体では、旧の非過疎地域内の周辺部地域と過疎対策法の適用を受 けて地域整備を進めたのちに合併に踏み切った地域との間における整備水準格 差などに苦慮するなどといった問題も出ている。これらの諸課題を整理するため には、過疎地域に指定する地域を、現在の自治体にするのか、平成の合併以前の 自治体にするのか、さらには、特定農山村法や山村振興法と同じような考え方で 現況及び課題 旧村にするのか、検討すべきだろう」と明確な問題提起がなされている。 しかしながら、平成21年6月17日開催の全国過疎地域自立促進連盟の理事会に おいて決定された「新たな過疎対策法の制定に関する要望」では、「過疎地域の 指定単位は、市町村単位とし、平成の大合併前の旧市町村を単位とした『一部過 疎』指定を設けること」とされている。 また、平成21年7月3日開催の自由民主党の過疎対策特別委員会でも、「新過 疎法(仮称)制定の基本的考え方について」の中で、地域指定要件について、「現 行法と同様『人口減少率』及び『年齢構造指標』並びに『財政力指数』を基礎に 実態として支援すべき地域が該当することとなる要件を今後慎重に検討する」と したうえで、地域指定の単位については、「財政力指標を用いる関係上現在の市 町村単位での指定を基本としつつ、合併前の旧市町村単位の指定を可能とする仕 組みを設ける」とされている 過疎地域自立促進特別措置法

件名	2 発達障がいの早期発見・早期支援のための医療技術従事者等の確 保について (須坂市)
提案要旨	発達障がいの早期発見・早期支援にかかる医療技術従事者等を、県あるいは広域行政圏域で確保できる体制の確立を求める。
提案理由	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいについては、発達障がいの症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが、発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活促進のために重要である。 須坂市では、発達障害者支援法に定める市町村の責務を果たすべく、発達障がい児の「早期発見・早期支援」のため平成18年度から「すこやか相談事業」を実施している。 本事業を実施してきた中で、早期に発達の遅れ・偏りが懸念される児童を発見し、保護者に伝え、保護者、当該児を支援することはもちろん、保育園・幼稚園に対しても指導・助言し、共に保護者・当該児を支援していくためには、様々な専門職がチームを組み、さまざまな視点から支援をすることが重要でありながら、医療技術従事者等の不足のため市単独で十分な体制を組むことが困難になることが予想される。 発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活促進のため、医療技術従事者等を県レベルあるいは広域行政圏域で確保できる体制の確立が必要である。
現況及び課題等	専門職による支援チームには、特に、作業療法士、臨床心理士などの医療技術職の存在が不可欠であるが、これら医療技術職は絶対数が不足しており、確保が難しいのが現状である。 また、事業の継続のためには、安定的なスタッフの確保が必要であるが、正規職員として雇用した場合、小規模な自治体においては少人数であるため人事異動、管理職への登用、評価など人事管理が難しくなるなどの問題がある。 県でも発達障がい者への早期支援が市町村段階で行われることを目指した取組みを始めており、多くの市町村でこうした事業が実施されるようになると、ますます人材の確保が難しくなることが予想される。
関係法令	発達障害者支援法

[t]-	3 女性特有のがん検診事業等の円滑な推進について
件 名 -	(中野市)
提案要旨	2009年度補正予算に盛り込まれた女性を対象とするがん検診については、 受診率の向上対策として継続的に行うことが望ましい施策であり、その実施にあ たっては、事務を担当する市町村への周知や準備のための期間を確保したうえ で、地方が混乱することのないよう実施すべきである。また、臨時経済対策とし て措置された妊婦健診の公費助成や出産育児一時金等の施策については、予算措 置された期間以降の財源措置を早期に決定するとともに、今年度の事業実施につ いて、市町村の柔軟な事務処理を実現するよう国に対し、強く要望する。
提案理由	国において示された実施要領によると、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんの検診についてクーポン及び健康手帳を発行し、受診者の負担軽減により受診率の向上を図ることとされているが、国の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日厚生労働省健康局長)と整合を図ったうえで、継続的な事業実施が必要である。
現況及び課題等	1 現状 ①女性がん検診について 当市では、乳がん検診(マンモグラフィ検診)については40歳以上の偶数 年齢(隔年)で、子宮がん検診については20歳以上の方を対象に希望者に実 施している。 ②妊婦健診について 今年度より妊婦一般健康診査事業を5回から14回(超音波検査4回を含 む。)に拡大し実施している。 ③出産育児一時金(国保)について 現行38万円の出産育児一時金について、本年10月からの出産に対し4万円 引き上げ、42万円を給付することとしている。 2 課題 ①平成21年度の単年度事業としての国の女性特有のがん検診事業は、対象年齢 が5歳間隔となっていることから、当市との検診対象者に相違があること、 年齢間で個人負担金に不公平が生じること、さらには、検診実施機関との調 整が必要となり、年度途中からの対応には混乱が生じることが懸念される。 ②2年間(H21~H22年度)の臨時的措置であり、平成23年度からも引続き同水準 で事業継続する場合は財政負担の増となる。 ③2年間(H21.10~H23.3)の臨時的措置として引き上げされたが、事業実施期 間が終了となった場合、現行給付水準に引き下げとなり、被保険者間で不公 平が生じる。 3 要望等 地域住民の理解と協力を得て実施する施策については、地方の実情に即した 施策となるよう最大限の配慮と、中・長期的な視点からも継続的な事業実施を お願いしたい。
関係法令	①がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について (平成20年3月31日 厚生労働省健康局長) ②妊婦健康診査の実施について (平成21年2月27日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長) ③健康保険法施行令

件	4 研修医の募集定員算定方法の見直しについて
名 	(中野市)
提案要旨	臨床研修病院における臨床研修医の募集定員については、国が、過去3年間の研修医採用実績等をもとに地域の実情等も勘案して算定・決定することとなっている。しかし、近年の医師不足に鑑み、地方においては、過去の実績で県や各病院の定員を定めるのではなく、医学生等の希望や意欲ある各病院の取組みを等を尊重し、柔軟性を持って募集定員を定めるよう国に要望する。
提案理由	医師不足を解消するため、市と医療機関が連携し医師確保対策として医学生 奨学金制度を創設し、医師不足解消に取り組んでおり、今後計画的に奨学生が 勤務できる体制を整えているところである。しかしながら国において示されて いる「募集定員に関する考え方」によると、過去3年間の研修医採用実績等に より算定することとなっているため、地方における医師確保制度の実情を反映 した算定方法への見直しが必要である。
現況及び	1 現状 当市では現在、医師確保対策として医療機関と連携し医学生奨学資金を貸付けし、8名の方が制度を利用され、今後当地域の医療機関に順次従事することとなっている。 2 課題 今回内示された募集定員算定方法によると、市及び当該医療機関の医学生 奨学金制度にもとづき、平成22年4月には奨学金貸与者2名及び北信総合病
課題等	院での研修希望者1名の計3名が研修医として着任することと予定しているが、厚生労働省から示された募集定員(案)は2名であり、1名の採用が出来ないこととなってしまう。 また、今後平成24年4月に2名、平成25年4月には4名の奨学金貸与者が順次研修医として従事することと予定しているが、採用できないこととなる場合が生じてしまう。
関係法令	

産業廃棄物処理施設の設置に関する県民理解の促進のあり方に 5 件 名 (塩尻市) ついて 長野県では平成21年3月1日からの廃棄物条例により、産業廃棄物処理業や 処理施設の設置の許可申請に先立ち、関係住民との合意形成を図る手続きが定め られました。これにより、従来県の事務処理要領の中で許可申請にあたり求めら 提案要旨 れていた、「地元の同意書」の取得が不要になった反面、事業計画者が関係住民 に最低2回説明会を開催する必要がある等、関係住民との合意形成のプロセスが 細分化、明確化されております。県条例の内容を含め産業廃棄物等の適正処理に ついて、関係住民に対し県として説明するなど、県条例について関係住民への理 解の促進を積極的にされたい。 事業者と関係住民等との合意形成のプロセスで、より安全性や信頼性の高い施 提 設の整備や維持管理体制が図られることを目的とした、条例の基本的な考え方な 案理 どを、関係住民等に説明し、産業廃棄物等の適正処理に関して知識を身に付けて 由 もらい、適正な対応ができるよう導く必要性があると考える。 本市においては、現在この条例による案件が4件進行しており、産業廃棄物の 現 処理及び施設に対する住民不信感があるほか、水質汚濁などの生活環境の破壊に 況 及び 対する不安感が大きく、施設設置に対する理解がなかなか得られない状況があ る。 課 題 県条例の内容をふまえた県の産業廃棄物処分業等の許可等については、事業者 の説明だけでは関係住民が対応に苦慮しており、県の説明・指導を要望している。 • 廃棄物処理法 係法 ・廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 令

社団法人長野県農業担い手育成基金による新規就農希望者等へ 件 の助成事業の休止及び減額等に伴う県からの助成について 名 (佐久市) 長野県は、新規就農希望者等に(社)長野県農業担い手育成基金の運用益による 助成事業及び研修資金等貸付事業を活用し、新規就農希望者の確保・育成を推進 提案要旨 してきたが、その運用益が減少したことから、平成21年度の助成事業は、新規助 成事業の休止と継続助成事業の減額が実施されていることから、助成金の補てん をされるよう要望する。 (社)長野県農業担い手基金は、長野県、県内全市町村等109の会員により、 20億20万円が出資され、その運用益により新規就農希望者等を支援し、担い手育 成のための助成を実施してきた。 提 しかし、国際的な金融危機の影響により、運用益が大幅に減少したため、平成 案理 21年度から助成額の休止及び減額を実施している。 由 この処遇として、単費で賄うことを検討している市町村があるものの、就農希 望者等の就農や研修意欲の向上を図る上で、長野県が減額された助成額を補てん することが望ましい。 佐久市においては、新規就農者や里親研修を継続して実施中の者が16名おり、 本年4月に試算した助成損失見込み額は、年額で約400万円になる。 現 況及び 継続助成の対象者は、本来予定していた助成額が減ることにより、生活設計が 難しくなり、研修意欲が低下し、就農計画の未達成や栽培施設設備が出来ず、目 課題 標とする経営ができなくなることから、最悪の場合は、離農する者が出ることも 懸念される。 県は、「長野県食と農業農村振興計画」において、佐久地域の新規就農者の目標 を平成24年に年間37人としているが、この達成すら危ぶまれる状況にある。 関 係 法 令

件	7 道路等公共用地取得に関する未相続土地の早期取得について
名	(長野市)
提案要旨	中山間地域においては、道路改良に伴う用地買収の際に、買収予定地が相続登記されていない箇所が多く、相続人を確定する必要があり、用地取得に時間を要している。 特に、長期間相続登記がされず、相続人が多数となった場合には、相続登記が困難となるケースがあり、このような場合に、土地取得を早期に解決するため、簡易な供託制度を創設するなどの法的整備を要望する。
提案理由	相続登記がされていない土地を買収する場合、相続人を確定しなければならないが、そのためには、法定相続人全員の同意が必要となる。 特に、長期間相続登記がされていない場合は、二次、三次の相続が発生して、所有権の細分化が進行し、解決に多大な時間と労力及び経費を要しており、事業が長期化している状況であり、今後このような事例は増加すると考えられる。 そのため、長期間相続登記が放置され、相続人が多数となり相続登記が困難となっている場合に、土地取得を早期に解決する法的整備が必要である。
現況及び課題等	中山間地域において相続を原因とする所有権の移転登記がなされていない場合や、いわゆる共有地において相続関係が複雑な場合など、公共用地買収の前提として当該土地の相続登記が必要で、なおかつその登記が困難な事例が多数存在する。 相続登記をするためには、相続に関係する全員の戸籍調査を行って、相続関係説明図を作成し、法定相続人全員の同意を得て、相続人を確定しなければならない。 中でも家督相続制度が廃止された以降、相続登記がされていない場合には、法定相続人の数が膨大になる。 さらに、法定相続人が、全国各地、或いは海外に散らばっている場合もあり、了解を得るのに多くの時間と労力を要している。また、相続人同士の人間関係もあって全員の了解を得ることが難しい事例や、相続人が土地の境界や土地の存在そのものを知らない場合もあり、理解を得るのに時間がかかっている事例もある。 このように、未相続土地を取得するために、多大な時間や労力及び経費を要しており、道路事業が進まない大きな要因となっている。
関係法令	民法 不動産登記法 相続税法

件名	8 不登校児童生徒支援ネットワーク整備事業の継続について (千曲市)
提案要旨	長野県教育委員会よりの委託事業(平成19年度~21年度)である「不登校 児童生徒支援ネットワーク整備事業」の継続を要望する。
提案理由	不登校の予防・早期発見・早期対応をはじめ、不登校児童生徒により一層きめ 細かな支援を行うため、総合教育センター内に地域支援センターを置いて、地域 支援センターを中心とした不登校対応に関する中核的機能を充実し、学校・家 庭・民間を含む関係機関が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの 整備に係る実践的な調査研究や事業を行っている。 また、千曲市教育振興基本計画にも不登校対策事業を主要事業として位置づけ ており、本事業の継続を要望する。
現況及び課題等	不登校は、僅かながら減少している。相談体制もかなり充実し、年間相談人数は、延べ590人になる。 長期化しひきこもり状態にある児童生徒への対応を具体化していく必要がある。 また、保護者の気持ちを汲みながら、共通理解の上に立って対応を考えることが 改善への道である。引き続き、粘り強い支援が必要である。
関係法令	

件名	9 活用方法選択型教職員配置事業(選択型こまやかプラン)の予算 拡大要望について (千曲市)
提案要旨	県の活用方法選択型教職員配置事業(選択型こまやかプラン)において、小学校30人規模学級編成の市町村費負担が廃止され、全額県費負担となった。 更に、学習習慣形成支援、少人数学習集団編成等についても、県予算の拡大を要望する。
提案理由	千曲市では、学習習慣支援、少人数学習集団編成及び児童生徒適応指導に、県より教員を配置していただいている。しかし、個々の配分が 0.5、時間数で年間 700時間(週20時間)、1日当たり4時間程度であるため、学校現場から配分増の要望がある。
現況及び課題等	活用方法選択型教職員配置事業により支援をいただいているところであるが、 学校現場では年間700時間(週20時間)では充分とはいえず、不足している 時間部分及び講師については、市費で対応している。
関係法令	